

令和5年度 第2回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和5年7月20日開催

高野町農業委員会

令和5年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和5年7月20日（木）

●開会時刻 午前10時18分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員

1番	森脇 伸宣	2番	柳 葵	3番	木村 金男
4番	泉平 和廣	5番	梶部 起口子	6番	西辻 政親
7番	井手上 治己	8番	上田 静可	9番	井阪 晴美
10番	下名迫 勝實				

以上10名出席

●出席推進委員

眞野 弘和 山本 和英

以上2名出席

●欠席委員

以上0名欠席

●事務局員

事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・民農 里英・梶部 鐘繁

●関係者

●議事事項

議案第5号 民法第162条第1項の規定による時効取得による登記官からの照会について

協議第2号 高野町農業委員会委員の担当地区について

協議第3号 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について

その他

●議事内容

次のとおり

*****午前10時18分 開会*****

事務局（松本 斉） 令和5年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
さて、本委員会ですが、本日、出席委員12名、欠席委員はおられません。
高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。
それでは、事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） おはようございます。
本日、農業委員さんの任命状の交付、それと農地利用最適化推進委員さんの委嘱状交付ということで、これから3年間の人用が固まったのかなというふうに思います。
皆さんにおきましては、各地域におきまして、農業、率先して行っている中で、いろんな意味で、農業の推進に寄与いただくということで、本当に大変なことをお願いするわけですが、どうぞよろしく願いをしていきたいと思っております。
いろんな課題があるわけですが、一つ一つそれをクリアしていければなというふうに思います。
ぜひ、3年間、どうぞよろしく願いいたします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。
続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、1番、森脇委員、3番、木村委員にお願いいたします。
続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、引き続きよろしく願いいたします。

議長 ここから本番とっておりますのでよろしくお願いいたします。
早速、議題に入りたいと思っております。
議案第5号民法第162条第1項の規定による時効取得による登記官からの照会について事務局より説明をお願いします。

事務局（松本 斉） 議案第5号、民法第162条第1項の規定による時効取得による登記官からの照会について登記官からの照会について農業委員会の意見を求める。
令和5年7月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。
4ページを御覧ください。
番号1 農地の所在番

地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号2 農地の所在・・・・・・番
地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号3 農地の所在・・・・・・番
地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号4 農地の所在・・・・・・番
地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号5 農地の所在・・・・・・番
地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号6 農地の所在・・・・・・番
地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号7 農地の所在・・・・・・番
地目 登記簿、現況とも・面積は・・・㎡
番号8 農地の所在・・・・・・番
権利者の住所、氏名：・・・・番・・号
・・・・氏
義務者の住所・氏名：・・・・番・・号
・・・・号・・・・氏

原因・・・・年・・月・・日時効取得

この案件は、民法162条第1項において、所有権の取得時効について規定しております。

趣旨としては、20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得するものです。

この法律の所有の意思とは、所有者として占有する意思のことです。

平穩にとは、占有者がその占有を取得し、又は、保持するについて、暴行・強迫の行為を用いていない占有をいいます。

公然とは、占有者が占有する物を隠匿しないことをいいます。

以上のことから、権利者及び義務者双方異論がないことや、過去に農地法等の違反行為もないことから、時効取得に問題ないと判断しています。

以上ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。

いま事務局より説明がありましたけど、ご意見ご質問ございませんか。

事務局（松本 斉）

これは法務局からの問い合わせで多分・・・かもしくは・・・になれるんやと思うんですけど。

農地として問題ないかという問い合わせで現地へ森脇委員とも確認に行っております。耕作は困難な土地ではあるんですが農地ということで農業委員会へ照会がありました。

可決されれば法務局へ問題はありませんと通知を発出いたします。

議長

はい。

わかりました。

他にご質問等ございませんか。

意見等がございませんので議案第5号は可決したいと思います。

続きまして、協議第2号 高野町農業委員会委員の担当地区について事務局より説明願います。

事務局（松本 斉）

それでは説明します。

協議第2号高野町農業委員会委員の担当地区について高野町農業委員改選に伴い、農業委員会委員の担当地区について、協議願いたい。

令和5年7月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

8ページに各担当委員様の配置をさせていただいた事務局(案)を載せています。

今回、東富貴、西富貴に各3名ずつおられますので、東富貴地区は、柳会長、下名迫委員、梶部委員、西富貴は、井阪委員、木村委員、山本推進委員にお願いいたします。

次に、筒香地区につきましては、森脇委員と、泉平委員の2名になりましたので、上筒香は森脇委員、中筒香、下筒香は泉平委員をお願いします。

他の委員の方は、今まで同様によりしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の2名の方には、全面的に委員の方々のサポートをしていただきますので、山本推進委員には、東富貴、西富貴、筒香地区を、それ以外の地区の高野山周辺、細川周辺、花坂周辺の地区を眞野推進委員にお願いしたいと思いません。

利用状況調査等を行う場合につきましても、農業委員、推進委員の皆様に協力していただきます。事務局側もお手伝いをさせていただきます。この案で皆様のご協議をお願いしたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明などございましたが、これについて御質問、御意見ございませんか。

そうしたらないようですので、協議第2号は同意したいと思います。

続きまして協議第3号農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について事務局より説明をお願いします。

事務局（松本 斉）

それでは、説明させていただきます。

協議第3号農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について

別紙実施要領に基づき、令和5年の農地利用状況調査を実施するので協議願いたい。

令和5年7月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

昨年に引き続き、本年度も農地利用状況調査を行います。

本年度も、12名の委員さんで状況調査をお願いするところでございます。

地区につきましては、8ページの担当地区割り表をご覧ください。

お手元に実施要領、実施方法、状況調査(活動管理簿)、状況調査票、図面をファイルで配布しております。

地図に関しましては、小字ごとに農地の色を変えていますが、隣接の農地が同じ色になってしまっている箇所もありますので、見にくくて申し訳ありません。色で判断せずに、地番を確認してもらえればと思います。地図の右下にある色分けは、関係ありませんので、気をつけてください。

気になることがあれば、備考に記入してください。

また、ファイルにあります、「農地利用状況調査の実施方法」に記載項目が示しています。利用状況調査表の利用状況確認の欄に書かれている区分は、実施方法の(5)アの1~6を参考にしてください。

1、2が耕作されている状況になります。草刈りをして、保全管理しているものについては、耕作していると見なします。3、4については、遊休農地となります。

5、6については、農地に戻れないほど荒廃している、山林になっている農地です。調査に入れなほど、荒廃している農地については、備考欄に記載しておいてください。

1、2、3、4、5、6に変化がないかを確認していただきたいです。

今回の調査の結果、農地法32条1項に記載されている1号及び2号農地に該当した場合は利用意向調査を実施いたします。

1号農地とは、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後の耕作に向けて草刈り、耕起などの維持管理がされていない農地2号農地とは、作物がまばらに又は、農地内で偏って栽培されていたり、適切に管理されていないなど低利用の農地のことです。

3、4番に当たる1号農地については、利用意向調査をする必要があります。

利用意向調査は9月～11月末までに実施する必要があることから、利用意向調査は、9月の定例会までに提出していただきたいのですが、それまでに完了した場合は、富貴支所か観光情報センターに持ってきていただければありがたいです。

最後に、パトロールには、委員手帳を必ず携帯してください。他人の農地に入るので、身分証明になります。

補足になりますが、報酬の能力給に反映されますので、実際の日数を活動管理簿にご記入して提出してください。

書類整理等も日数に入れていただいても結構です。

この活動が能力給に反映されますので、提出をお願いします。

また、農地パトロールの回覧は7月14日に各地区の区長さんに配布しますのでよろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

暑い中ですのでみなさん体調には気をつけてください。

9月の定例会までには提出願います。

みなさんご協力よろしくお願いします。

ないようですので、協議第3号は同意したいと思います。

他にご意見がございませんか。

井手上委員

今回は初回なので言わしてもらいますが、議案書に間違いが多いと思います。

これが議会であれば大問題だと思いますのでもう少し慎重に議案書を作成願いたい。

事務局長（茶原敏輝）

申し訳ありません。

ご指摘の通りでございます。

こちらで十分にチェックを入れていきたいと思っております。

申し訳ありません。

事務局（松本 齊）

協議第2号、3号は間違いがなく第1回定例会で協議第1号は同意をいただいております。

議案書の作成には慎重に十分にチェックをしていきます。

申し訳ありませんでした。

今後、気をつけます。すみませんでした。

議長

他にないですか。

事務局からなにかありませんか。

事務局（松本 齊）

先日、伊都振興局から連絡がありまして、令和5年度の農業委員及び最適化推進委員さんの研修会を開催するとのことでした。

3年ぶりの開催になるようです。

令和5年9月6日 水曜日 13時30分から16時まででかつらぎ町総合文化会館 あじさいホールとなっております。

詳しい通知が届きましたら各委員さんに個別に出欠確認を取らせていただきますのでご参加よろしくお願ひします。

事務局（民農 里英）

2点報告いたします。

まず1点目がお配りしているホップの収穫体験会です。

7月21日に計画をしていたのですが育生不良ということで1ヶ月程度遅れる予定です。

株分けしていただいた岩手県遠野市でも同じ症状が出ているとのことでした。

ホップの生育には問題ないので8月12日に開催予定です。

みなさまにはお盆のさなかではありますがご参加いただけたらと思います。

よろしくお願ひします。

もう1点が町民運動会についてなんですけども昨年みなさまにご協力いただいて参加賞でジャガイモをお渡しさせていただきました。

大変好評で教育委員会の方から今年度も協力いただきたいと依頼がありました。

時期か近づきましたら詳しく案内させていただきますのでご協力お願ひします。

以上です。

事務局長（茶原敏輝）

ホップの収穫体験についてはお盆のど真ん中ということで心苦しいのですが成長していなくて摘めない。

過ごしてしまいますと茶色く変色してしまう、今年の生育状況をみるとここでやらないということで決定になっております。

ご協力お願ひします。

ホップのノンアルコールのジュースも用意させていただきますのでご協力よろしくお願ひします。

議長

はい。ありがとうございます。

ご協力お願ひします。

その他について何か御質問、御意見ございませんか。
はい。それでは、今日はこれで終わりたいと思います。
ありがとうございました。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 3 番 _____